

2. 調査結果

(1) 苦情の状況

1) 平成9年度に全国の地方公共団体が受けた騒音に係る苦情の件数は、14,011件であった。これは、平成8年度(15,059件)と比べて1,048件、7.0%の減少となる。

(図1 騒音苦情件数の推移 参照)

2) 苦情件数を都道府県別にみると、東京都の3,069件が最も多く、次いで大阪府1,503件、神奈川県1,241件、愛知県1,237件の順となっており、この4都府県で全国の騒音苦情件数の50.3%を占めている。(表1)

苦情件数の都道府県別の増減状況を見ると、減少件数の大きいのは、埼玉県、兵庫県等であり、増加件数の大きいのは、神奈川県、東京都等である。

(表2 添付ファイル参照)

表1 都道府県別苦情件数(上位10都道府県)

順位	苦情件数		人口100万対件数	
	都道府県	件数	都道府県	件数
1	東京都	3,069	東京都	264
2	大阪府	1,503	愛知県	181
3	神奈川県	1,241	大阪府	174
4	愛知県	1,237	神奈川県	150
5	埼玉県	875	青森県	138
6	兵庫県	631	埼玉県	129
7	千葉県	535	兵庫県	115
8	福岡県	388	大分県	110
9	静岡県	292	京都府	109
10	京都府	280	愛媛県	94
"			長野県	94
	全国	14,011	全国平均	80

注) 人口は、平成10年3月31日現在の住民基本台帳人口による。

3) 苦情件数を発生源別にみると、工場・事業場(工場等)が5,418件(38.7%)で最も多く、次いで建設作業2,911件(20.8%)、営業1,860件(13.2%)の順となっている。

また、発生源別の増減状況としては、苦情の総数の約4割を占める工場等（前年度比533件の減）に係る苦情が減少するなど全体として減少した。

（図2 添付ファイル参照）

特定工場等・特定建設作業の最近の推移については、工場・事業場の指標となる特定工場等の総数は若干増加し、特定建設作業の件数は平成9年10月1日施行「騒音規制法施行令の一部を改正する政令」によって、3種の特定建設作業を追加したため、大幅に増加した。（表3）

表3 特定工場等・特定建設作業の最近の推移

	平成7年度	平成8年度	平成9年度
特定工場等 総数	206,548	204,822	206,120
対前年度増 (増加率)	1,710 (0.83%)	-1,726 (-0.84%)	1,298 (0.63%)
特定建設 作業件数	40,304	41,223	50,480
対前年度増 (増加率)	1,736 (4.5%)	919 (2.28%)	9,257 (22.46%)

4) 規制対象とそれ以外の苦情件数との比較

工場・事業場に対する苦情総数5,418件のうち、法の規制対象となる指定地域内の特定工場等に対するものは、約2割の1,157件(21.4%)であり、建設作業に対する苦情総数2,911件のうち、同指定地域内の特定建設作業に対する苦情は約3割の871件(29.9%)となっている。（表4）

表4 規制対象・非規制対象別苦情件数

	発生源	指定地域		計
		内	外	
工場・事業場	特定工場等	1,157 (21.4%)	53 (1.0%)	1,210 (22.4%)
	上記以外計	3,846 (70.9%)	362 (6.7%)	4,208 (77.6%)
	特定建設作業	5,003 (92.3%)	415 (7.7%)	5,418 (100.0%)
建設	上記以外	871 (29.9%)	18 (0.6%)	889 (30.5%)
		1,921	101	2,022

作業		(66.0%)	(3.5%)	(69.5%)
	計	2,792 (95.9%)	119 (4.1%)	2,911 (100.0%)

(2) 地域指定の状況

表 5 地域指定の状況 (平成 9 年度末現在)

騒音規制法に基づき地域指定が行われている市区町村数は、平成 9 年度末現在 2,111 (平成 8 年度 2,107) で、全国の市区町村の 64.8 % に相当する。(表 5)	全市区町村	市	区	町	村	計	
	指定村数						
	市区町村数	670	23	1,993	569	3,255	
	地域指定	数	668	23	1,243	177	2,111
		割合	99.7	100	62.4	31.1	64.8
	環境基準の地域の類型当てはめ	数	633	23	947	112	1,715
	割合	94.5	100	47.5	19.6	52.6	

(3) 騒音に係る環境基準の類型当てはめ状況

環境基本法に基づく環境基準の類型当てはめ地域を有する市区町村数は、平成 9 年度末現在 1,715 (平成 8 年度 1,682) で、全国の市区町村の 52.6 % に相当する。

(表 5)

(4) 工場・事業場に対する規制の状況

ア．特定工場等数及び特定施設の届出数

騒音規制法に基づき届出された特定工場等及び特定施設の総数は、平成 9 年度末現在それぞれ 206,120 及び 1,478,666 となっている。

特定工場等の内訳をみると、空気圧縮機・送風機を設置しているものが最も多く (33.8 %) 以下、金属加工機械を設置しているもの (22.0 %) 織機を設置しているもの (13.3 %) の順となっている。特定施設の内訳をみると、空気圧縮機・送風機が最も多く (35.7 %) 以下、織機 (29.2 %) 金属加工機械 (18.2 %) の順となっている。

(表 6 - 1、表 6 - 2)

表 6 法に基づく届出数 (平成 9 年度末現在)

6 - 1 特定工場等総数

6 - 2 特定施設総数

設置特定施設	総数	(%)	設置特定施設	総数	(%)
金属加工機械	45,429	22.0	金属加工機械	268,942	18.2

空気圧縮機・送風機	69,647	33.8	空気圧縮機・送風機	528,014	35.7
土石用破碎機等	4,136	2.0	土石用破碎機等	25,136	1.7
織機	27,436	13.3	織機	432,316	29.2
建設用資材製造機械	4,023	2.0	建設用資材製造機械	5,981	0.4
穀物用製粉機	561	0.3	穀物用製粉機	3,601	0.2
木材加工機械	22,232	10.8	木材加工機械	68,893	4.7
抄紙機	719	0.3	抄紙機	2,205	0.2
印刷機械	22,191	10.8	印刷機械	80,583	5.5
合成樹脂用射出成形機	8,656	4.2	合成樹脂用射出成形機	55,274	3.7
鑄造型機	1,090	0.5	鑄造型機	7,721	0.5
計	206,120	100	計	1,478,666	100

注) 特定工場等とは、特定施設を有し、法の規制対象となる工場・事業場。

イ．法に基づく措置等の状況
指定地域内の特定工場等に係る苦情 1,157 件（平成 8 年度 1,309 件）に対して、平成 9 年度に行われた騒音規制法に基づく措置の件数は、報告の徴収 213 件（同 302 件）立入検査 912 件（同 1,038 件）騒音の測定 523 件（同 610 件）であった。騒音測定の結果、規制基準を超えていたものは 360 件（同 424 件）であり、改善勧告は 7 件（同 5 件）行われ、改善命令は行われなかった（同 0 件）。

これらの措置のほか、騒音防止に関する行政指導が 964 件（同 1,139 件）行われた。（表 7）

表 7 特定工場等の騒音に係る指定地域内における法に基づく措置等の状況

		特定工場等
苦 情		1,157
行政措置等	報告の徴収	213
	立入検査	912
	測 定	523
	うち基準超	360
	改善勧告	7
	改善命令	0
行政指導		964

(5) 特定建設作業に対する規制の状況

ア．特定建設作業の届出件数

平成 9 年度中に届出された特定建設作業実施件数は 50,480 件（平成 8 年度 41,223 件）であり、その内訳をみると、

表 8 特定建設作業実施届出件数

特定建設作業	件数	(%)
くい打機等を使用する作業	6,499	12.9
びょう打機を使用する作業	45	0.1

さく岩機を使用する作業 28,282 件（同 30,079 件） バックホウを使用する作業 7,653 件（平成 9 年度より追加） くい打ち機等を使用する作業 6,499 件（6,697 件）が多くこれらで全体の約 8 割を占めている。（表 8）

さく岩機を使用する作業	28,282	56.0
空気圧縮機を使用する作業	4,056	8.0
コンクリートプラント		
を設ける作業	222	0.4
バックホウを使用する作業	7,653	15.2
トラクターショベル		
を使用する作業	1,266	2.5
ブルドーザーを使用する		
作業	2,457	4.9
計		
	50,480	100

イ．法に基づく措置等の状況

指定地域内の特定建設作業に係る苦情 872 件（平成 8 年度 808 件）に対して平成 9 年度 759 件（同 681 件） 騒音の測定 253 件（同 239 件）であった。騒音測定の結果、基準を超えていたものは 86 件（同 82 件）であった。

改善勧告、改善命令は行われていない（同 0 件）が騒音防止に関する行政指導が 809 件（同 720 件）行われた。（表 9）

（表 9）特定建設作業の騒音に係る指定地域内における法に基づく措置状況

		特定建設作業
苦 情		872
行政措置等	報告の徴収	194
	立入検査	759
	測 定	253
	うち基準超	86
	改善勧告	0
	改善命令	0
行政指導		809

（ 6 ）自動車騒音に対する措置等の状況

表 10 自動車騒音に係る指定地域内における法に基づく措置等の状況

指定地域内の自動車騒音に係る苦情 328 件（平成 8 年度 381 件）に対して、騒音の測定は 186 件（同 227 件）行われており、要請限度を超えていたものは 50 件（同 60 件）であった。また、都道府県公安委員会に対する交通規制等の要請が 0 件（同 4 件）、道路管理者に対する道路の構造改善等の意見陳述が 12 件（同 16 件）行われた。

なお、これらの騒音規制法に基づく措置のほか、道路管理者に対する協力依頼等の措置が 114 件（同 157 件）、都道府県公安委員会に対する同様の措置が 7 件（同 4 件）行われた。（表 1 0）

	自動車
苦 情	328
測 定	186
うち要請限度超	50
公安委員会へ要請	0
道路管理者への意見陳述	12(9)
要請以外の公安委員会への措置依頼	7(4)
意見陳述以外の道路管理者への措置依頼	114(33)

（ ）内は要請限度を超えたものの件数である。（内数）

（ 7 ）低周波音（低周波空気振動）に係る苦情の状況

（表 1 1） 低周波音（低周波空気振動）に係る苦情の状況

平成 9 年度に地方公共団体が受けた低周波音に係る苦情の件数は 34 件（平成 8 年度 32 件）であった。内訳をみると、工場・事業場が 19 件（同 16 件）等であった。（表 1 1）

苦 情	件 数	%
工場・事業場	19	56.0
家庭生活	3	8.8
営業	1	2.9
建設作業	1	2.9
道路交通	1	2.9
その他	9	26.5
合 計	34	100

（ 8 ）一般地域における環境基準の適合状況

全国の一般地域（道路に面する地域以外の地域）における環境騒音の状況を把握するため、地方公共団体により測定された環境騒音の環境基準（昭和 46 年 5 月 25 日閣議決定）の適合状況について調査している。（表 1 2 添付ファイル参照）

環境騒音の測定実施状況

平成 9 年度に環境騒音の測定を実施した地方公共団体について、都道府県、指定

都市及び中核市ごとに取りまとめ、全国集計を行ったところ、測定実施団体数は 492 (平成 8 年度 466) で、環境基準の類型あてはめ市町村数の 28.7 %であった。

測定地点の総数は 9,282 (同 8,897) であり、そのうち定点測定地点数 (毎年度実施しているものとは限らない) は 7,075 (同 6,179) で、全体の 76.2 %となっている。

環境基準の適合状況

地域の騒音状況をマクロに把握するような地点を選定している場合と、騒音に係る問題を生じやすい地点等を選定している場合とに分けて集計を行っている。

ア 地域の騒音状況をマクロに把握するような地点を選定している場合

全測定地点 8,362 地点 (同 7,860 地点) のうち 68.3 %の地点で適合 (同 68.1 %) している。地域類型別にみると、A 類型 (住居系地域) では 5,885 地点 (同 5,365 地点) のうち 61.7 %の地点で適合 (同 59.9 %)、B 類型 (住居・商工業混在地域) では 2,472 地点 (同 2,484 地点) のうち 83.8 %の地点で適合 (同 86.0 %) している。

イ 騒音に係る問題を生じやすい地点等を選定している場合

全測定地点 920 地点 (同 1,037 地点) のうち 67.0 %の地点で適合 (同 63.8 %) している。地域類型別にみると、A 類型では 606 地点 (同 647 地点) のうち 55.6 %の地点で適合 (同 52.6 %)、B 類型では 314 地点 (同 390 地点) のうち 88.9 %の地点で適合 (同 82.6 %) している。

(注) この集計における環境基準の適合・不適合の判定については、原則として、測定した全ての時間帯において環境基準を満たした場合を「適合」とした。

(A A : とくに静穏を要する地域、 A : 主として住居の用に供される地域、
B : 相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域)